

三重県議会会議規則に定める協議又は調整を行うための場に関する 規程の改正について（案）

令和 6 年 2 月 2 日

1 改正理由

映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により委員が参加できる出席の特例について、委員会を招集する場所に参集することが困難な事情がある場合として、育児、介護その他のやむを得ない事由を三重県議会委員会条例に追加したことを踏まえて、それぞれの会議の規程の「出席の特例」に係る規定について、所要の改正を行う。

2 対象規程

- ① 三重県議会代表者会議規程
- ② 三重県議会全員協議会規程
- ③ 三重県議会議案聴取会規程
- ④ 三重県議会委員長会議規程
- ⑤ 三重県議会広聴広報会議規程
- ⑥ 三重県議会各派世話人会規程
- ⑦ 三重県議会災害対策会議規程

3 改正内容

それぞれの規程の「出席の特例」に係る規定について、下記の例をベースとして改正を行う。

(例)

第〇条の 2

議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは**育児、介護その他のやむを得ない事由により**会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、代理者等若しくは構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を会議を招集する場所以外の場所から会議に参加させることができる。

2・3 (略)

4 今後の予定

2月13日 各改正規程の公布、施行

三重県議会代表者会議規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第8条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第6条に規定する代理人、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第8条の2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症</u>その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第6条に規定する代理人、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

三重県議会全員協議会規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第5条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により全員協議会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議員以外の者（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を全員協議会を招集する場所以外の場所から全員協議会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第5条の2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症</u>その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、全員協議会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議員以外の者（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を全員協議会を招集する場所以外の場所から全員協議会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

三重県議会議案聴取会規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第5条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により議案聴取会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議案等の提出者その他執行機関の職員（以下この条において「議員等」と総称する。）があるとき認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を議案聴取会を招集する場所以外の場所から議案聴取会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第5条の2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症</u>その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、議案聴取会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議案等の提出者その他執行機関の職員（以下この条において「議員等」と総称する。）があるとき認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を議案聴取会を招集する場所以外の場所から議案聴取会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

三重県議会委員長会議規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第6条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員長会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を委員長会議を招集する場所以外の場所から委員長会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第6条の2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症</u>その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員長会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を委員長会議を招集する場所以外の場所から委員長会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

三重県議会広聴広報会議規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第7条の2 座長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは<u>育児、介護その他のやむを得ない事由により</u>広聴広報会議を招集する場所に参集することが困難な委員若しくは前条に規定する委員以外の者（以下この条において「委員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員等を招集する場所以外の場所から広聴広報会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第7条の2 座長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、<u>広聴広報会議を招集する場所に参集することが困難な委員若しくは前条に規定する委員</u>以外の者（以下この条において「委員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員等を招集する場所以外の場所から広聴広報会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

三重県議会各派世話人会規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第6条の2 座長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは<u>育児、介護その他のやむを得ない事由により各派世話人会を招集する場所に参集することが困難な世話人、事務局長若しくは前条に規定する代理者（以下この条において「世話人等」と総称する。）</u>があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該世話人等を各派世話人会を招集する場所以外の場所から各派世話人会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第6条の2 座長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、各派世話人会を招集する場所に参集することが困難な世話人、事務局長若しくは前条に規定する代理者（以下この条において「世話人等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該世話人等を各派世話人会を招集する場所以外の場所から各派世話人会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

三重県議会災害対策会議規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(出席の特例)</p> <p>第7条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは<u>育児、介護その他のやむを得ない事由により災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者</u>(以下この条において「構成員等」と総称する。)があるとき、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第7条の2 議長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者(以下この条において「構成員等」と総称する。)があるとき、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>